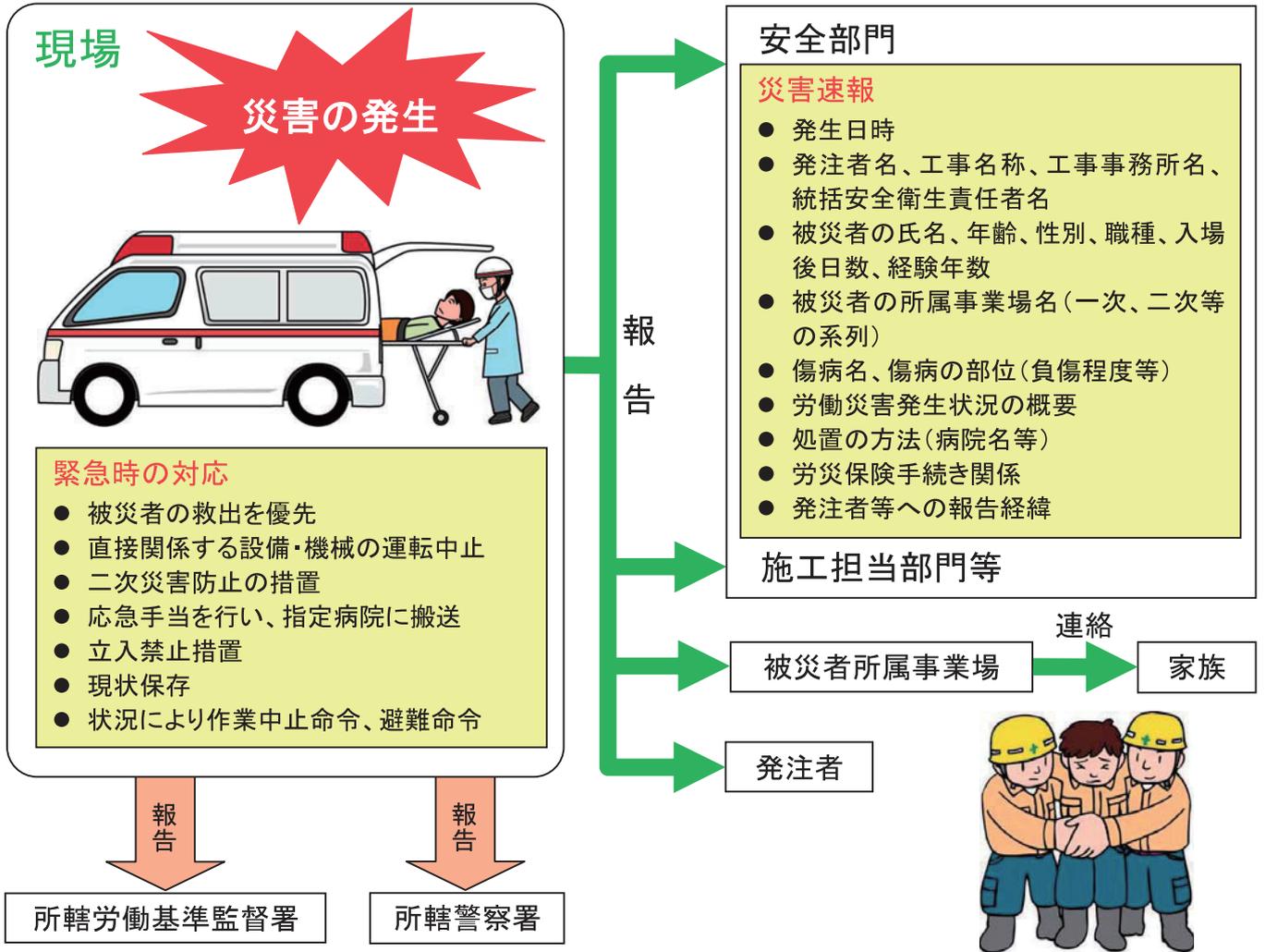


災害発生時の措置

① 現場での災害発生

労働災害発生時の対応



労働災害発生時の事業主の報告義務

労働災害が発生した場合、被災者の事業主は、**労働者死傷病報告書**を所轄労働基準監督署へ**遅滞なく提出**することが義務付けられています。

（労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条）

休業日数	死亡又は休業4日以上	休業1日～3日
書式	様式第23号	様式第24号
提出時期	遅滞なく	4半期毎

② 傷病者の安静

手当をするときはもちろん、搬送する場合にも傷病者の安静を確保することが大切です。体位、保温、環境の整備などを考えましょう。

●体位

原則として水平に寝かせます。



<意識がある場合>

本人に聞いて最も楽な体位にします。

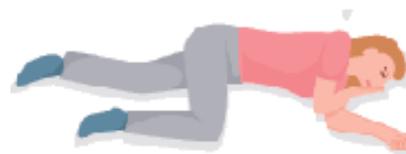
<意識がない場合>

仰向けでは、のどに舌が落ち込んで気道をふさいだり（舌根沈下）、吐物がつまる可能性があるため、気道確保の保てる体位（回復体位）にします。



<回復体位>

下あごを前に出し、両肘を曲げ上側の膝を約90度曲げ、傷病者が後ろに倒れないようにします。この体位で舌根沈下や吐物による窒息を防ぐことができます。



③ 大規模な自然災害時の緊急連絡

大きな地震や災害時に於いては、携帯電話や被災地への電話が繋がりにくく、また、避難所や他への移動も考えられます。出来るだけスムーズに連絡・確認のためには、双方が連絡を取り合う事が必要です。

オネスト東日本株式会社

- 札幌支店 (011-211-5338)
- 仙台北社 (022-212-7550)

株式会社オネスト

- 横浜本社 (045-290-9600)
- 名古屋支店 (052-583-9600)
- 大阪支店 (06-6344-5430)
- 福岡支店 (092-471-9600)

双方が連絡を取り合う

所属の事務所に連絡が取れない時は、連絡の取れる支店への連絡や、災害用伝言ダイヤルを使用（自分の環境に応じた対応）。

【 災害用伝言ダイヤル 171 】

社
員